

医療措置協定の締結に向けた 概要について(診療所向け)

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課

本日の内容

- 1 予防計画および医療措置協定について
- 2 発熱外来体制について
- 3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察について
- 4 医療人材派遣について
- 5 個人防護具の備蓄について
- 6 連絡事項

1 予防計画および医療措置協定について

● 予防計画について

感染症法第10条(予防計画)令和6年4月1日施行

都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めなければならない。

予防計画の記載事項

新	旧
一 地域の实情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の实情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)

新	旧
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

※保健所設置市については、第1号、第3号、第5号、第8号、第10号、第11号及び第12号並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する(第2号、第7号は任意)。

⇒今回の新型コロナを受け、基本指針の項目等が追加され、現行の予防計画を大きく見直すこととなった
⇒令和6年施行の予防計画を策定中

1 予防計画および医療措置協定について

●医療機関の協定の締結等について

- 新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、国または都道府県および関係機関の連携協力による病床、外来医療および医療人材ならびに感染症対策物資の確保の強化、情報基盤の整備等の措置を講ずるため、感染症法を一部改正し、予防計画の記載事項の充実や、都道府県と医療機関との医療措置協定の締結等について、令和6年4月1日から施行されることとなった。
- 医療措置協定については、新興感染症(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症)の発生時に、医療提供体制の確保に必要な措置を迅速・適確に講ずるために、平時から医療機関と協定を締結するよう示された。

【参考】

感染症法 第36条の3(医療機関の協定の締結等)

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

1 予防計画および医療措置協定について

● 予防計画の医療提供体制等を検討する際の前提条件について

- 新型コロナウイルス感染症は、2020年に入ってから世界中で感染が拡大し、2022年8月までに感染者数は累計6億人を超え、世界的流行(パンデミック)をもたらした。
- 今回、想定している新興感染症は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本としている。
- 予防計画を策定するにあたって、現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナを念頭に検討するよう国が方針を示している。

⇒新型コロナと同様のパンデミックを起こしうる新興感染症を想定

⇒新型コロナ対応での最大値の体制を目指す

※なお、締結した医療措置協定について、新型コロナウイルス感染症の対応と同様の対応では感染対策できないなど、前提条件が大きく異なる新興感染症が発生した場合は、協定の内容を変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行う。

1 予防計画および医療措置協定について

●医療措置協定締結の留意事項について

- ①滋賀県から協定締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならないこととされている。(感染症法第36条の3第2項)
- ②医療機関と滋賀県が協議し、双方合意のもと締結する。
- ③医療機関または滋賀県から、更新しない旨等の申し出がない場合、同一条件により3年間更新される。(その後も同様)
- ④正当な理由がなく協定に基づく措置を講じていない場合は、都道府県は感染症法等に基づく措置を行うことができるとされているが、正当な理由があればこの限りではない。
 - ※正当な理由の例(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)
 - ・医療機関内の感染拡大により、医療機関内の人員が縮小している場合
 - ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定したものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
 - ・感染症以外の自然災害等により人員や設備が不足している場合等
- ⑤協定締結は原則、電磁的方法(メール)による締結を予定。
(状況に応じ、紙による締結等柔軟に対応)
- ⑥協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされている。(感染症法第36条の3第5項/第36条の6第2項)
【公表される内容(予定)】 協定を締結した医療機関等機関名 / 締結した協定の内容
- ⑦協定締結後、都道府県知事が必要があると認めるときは、協定に基づく措置の実施状況等の報告(G-MISを想定)を求めることができるとされている。
(感染症法第36条の5第1項/第36条の8第1項)

1 予防計画および医療措置協定について

●医療措置協定の記載内容について

①要請

都道府県は、新興感染症等公表期間において、医療措置(診療等)を講ずるよう要請するものとする。

②医療措置の内容

- **病床** → 患者を入院させ必要な医療を提供する病床数(有床診療所のみ)] 第一種協定指定医療機関
 - **発熱外来** → 発熱外来(診療)での対応可能数
 - **検査** → 自院で検体採取および核酸検出検査実施まで行うことができる検査数
 - **自宅療養者等への医療の提供** → 自宅療養者等への医療の提供、健康観察の可否] 第二種協定指定医療機関
 - **後方支援** → 回復患者の転院受入の可否等(有床診療所のみ)
 - **医療人材派遣** → 医療人材が不足している病院へ人材の融通が可能な人員数(任意)
- ※「病床」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」のうち診療に係る部分、「後方支援」のいずれか1つの記載が必須

③个人防护具の備蓄 (任意)

→医療提供体制を迅速に講ずるための个人防护具の備蓄量

④措置に要する費用の負担

⑤最新の知見についての情報提供等

⑥協定の有効期間

⑦協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

⑧協定の実施状況等の報告

⑨平時における準備(研修など)

⑩疑義等の解決

協定に定めのないものは協議し定める。